

(様式1-1)

文書回答等を行う事前照会の事績整理票

項目コード ST2410

(起案日 [REDACTED])

- 申告所得税(譲渡除く)
- 源泉所得税
- 資産税(譲渡・相続・贈与)
- 法人税
- 消費税等 その他

整理番号	B-021	決裁 (合議) 欄	課名	課長	審理官	課長補佐・総括主査	専門官・主査	係長	係員	
			決裁日(. . .)							
			審理課							
			決裁日(. . .)							
			課							
			決裁日(. . .)							
			課							

局名	東京局 審理課 中井 彬人	関係課	担当者
担当者	内線 [REDACTED]		

照会者	納税者	(照会者名) [REDACTED]	照会年月日	[REDACTED]
	団体等 その他		(役職等) [REDACTED]	審査開始日

【照会事項】

信託を活用した新株予約権報酬制度において、当該新株予約権を信託の受益者が行使した際の所得税法上の課税関係について

【事実関係(概要)】

[REDACTED]である照会者は、照会者の取引先内国法人における新たな取締役向け報酬制度として、信託と新株予約権を使用したスキームの取扱いを開始する予定である。

照会者は、委託者を照会者の取引先内国法人、受託者を照会者、受益者を当該内国法人が将来のある時点で受益者として指定する当該内国法人の取締役とし、当該取締役に当該内国法人が発行する新株予約権(以下「本件新株予約権」という。)を交付することを目的として、当該内国法人から金銭の信託を引き受ける旨の契約(以下「本件信託契約」という。)を締結する。

本件信託契約の受託者である照会者は、委託者である内国法人から信託をされた金銭を原資として、当該内国法人から本件新株予約権を有償取得し、当該内国法人が将来のある時点で受益者として指定する当該内国法人の取締役に当該新株予約権を取得させる(以下、本件信託契約を活用し、照会者の取引先内国法人の取締役に、本件新株予約権を取得させる一連の枠組みを、「本件信託スキーム」という。)

本件新株予約権を取得した受益者たる当該取締役に、本件新株予約権を行使し、当該内国法人から新株の発行を受ける。

【照会要旨】

本件信託スキームにおいて、受益者に課税関係が生じるのは、当該受益者が本件新株予約権の行使により取得した株式を売却する時のみであり、本件新株予約権を行使する際には、当該受益者に所得税法上の課税関係が生じないものと考えてよいか。

【回答要旨等】

1 回答要旨

本件新株予約権は、本件信託の委託者である照会者の取引先内国法人から、本件信託の受益者である当該委託者の取締役に対し、その役務の提供その他の行為による対価として与えられた権利に該当することから、当該取締役がその権利行使をした日における当該委託者の株式の価額から、本件新株予約権の取得価額にその行使に際し払い込むべき額を加算した金額を控除した金額が、当該取締役の給与所得の収入金額となる（所法 36②、所令 84②四、所基通 23～35 共-6(2)イ）。

したがって、本件信託の受益者である当該取締役が、本件新株予約権を行使する際に、所得税法上の課税関係が生じる。

2 文書回答の要否

本照会は、下記【検討内容】1(1)注書のとおり、照会者が照会日現在において作成しているドラフト（ひな型）に基づくものであるため、上記1の回答要旨は、これを前提とした一般論にとどまるものである。したがって、個別の課税関係に対する回答に当たっては、更なる事実関係の認定を必要とするものであることから、本照会は、平成14年6月28日付課審1-14ほか8課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について（事務運営指針）」の1に定める文書回答を行う対象となる事前照会の要件(9)イ（実地確認や取引等関係者等への照会等による事実関係の認定を必要とするものではないこと）を満たしていないことから、文書回答の対象となる事前照会には該当しない。

したがって、照会者に対して「文書回答の対象となる事前照会に当たらない旨のお知らせ」を通知する。

3 照会者に対する口頭説明

上記1及び2について、以下の検討内容に基づき、照会者に対して、口頭説明を行うこととした。

処理年月日	・	・	処理態様	文書回答・非文書回答（口頭回答=有・無）	局 WAN	要・否
-------	---	---	------	----------------------	-------	-----

【検討内容】

1 事実関係

(1) 本件信託契約の概要

本件信託契約の受託者である照会者と委託者である内国法人が締結する本件信託に係る

(以下「本件信託契約書」という。)には、要旨次のとおりの定めがある。

(注) 上記【事実関係(概要)】のとおり、本件は、照会者が今後行うこととしているスキームであり、本件信託契約書並びに以下(2)及び(3)に掲げる各定めの内容は、全て照会者が照会日現在において作成しているドラフト(ひな型)である。以下の検討は、当該ドラフト(ひな型)を前提とするものである。

イ

委託者は、

受益者と指定される者に対し、本件新株予約権を交付することを目的として受託者に金銭の信託をし(以下、信託をした金銭を「当初信託金」という。)、受託者はこれを引き受けるものとする。《別添：概要図②》。

ロ

本件信託の受益者は、委託者の取締役のうちを経た者である。

ハ

受託者は、

当初信託金をもって、本件新株予約権を取得する。《別添：概要図③a・③b・③c》

ニ

(イ)

(ロ)

(ハ)

(ニ)

(ホ)

交付予定取締役は、

において本件信託の受益権を取得する。《別添：概要図③》

A

B [REDACTED]

C [REDACTED]

(A) [REDACTED] 受託者は受益者に対し、 [REDACTED]
[REDACTED] 本件新株予約権を交付する。〈別添：概要図⑨〉

ホ [REDACTED]

(イ) [REDACTED]

(ロ) [REDACTED]

(ハ) [REDACTED]

(ニ) [REDACTED]

ヘ [REDACTED]

ト [REDACTED]

(2) [REDACTED]

イ [REDACTED]

[REDACTED] 取締役へのインセンティブ報酬として、当社の取締役のうち、下記ロに規定する者に対し、本件新株予約権を交付すること [REDACTED] を定めるものである。

ロ [REDACTED]

[REDACTED] 当社の取締役のうち、交付予定取締役となる者に適用される。

ハ [REDACTED]

(イ) 当社は、 [REDACTED] 交付予定取締役となる者への本件新株予約権の交付を実現するために、本件信託スキームを設定するものとする。

本件信託スキームは、当社を委託者、信託銀行を受託者、交付予定取締役のうち [REDACTED] [REDACTED] 受益権を取得した者を受益者（以下「受益者」という。）として設定される他益型信託であり、その仕組みは当社と受託者が締結する本件信託契約によって定められる。

当社は本件信託を用いて、交付予定取締役となる者に交付すべき本件新株予約権を保管・管理するものとする。

(ロ) 本件信託スキームにおいては、次のような仕組みで交付予定取締役に対し信託財産たる

本件新株予約権の交付を行う。

A 当社は、[redacted] 金銭を拠出して、本件信託を設定する。

B 受託者は、信託された金銭を払込金として、当社より本件新株予約権の第三者割当を受ける。

C 交付予定取締役は、[redacted] 本件信託の受益者として、信託契約に従って受託者から交付を受けることができる。

ニ [redacted]

ホ [redacted]

ハ [redacted]

ト [redacted]

(3) 本件新株予約権の募集事項及び割当契約書

本件信託契約の委託者である内国法人は、本件新株予約権の募集事項（以下「本件募集事項」という。）について、本件信託契約に基づき受託者に本件新株予約権を割り当てるため、会社法第 238 条<募集事項の決定>第 2 項及び同法第 239 条<募集事項の決定の委任>第 1 項の規定に従い、株主総会の決議を得ることとしている。

また、委託者である内国法人は、受託者との間で、本件信託契約の締結時に、本件新株予約権の受託者への割当てについて契約を締結し、「新株予約権割当契約書」と題する書面（以下「本件割当契約書」という。）を取り交わすこととしている。

イ [redacted]

ロ [redacted]

ハ

(イ)

①

②

③

④

(ロ)

(4) その他の事項

照会者より、本照会について、以下の説明があった。

イ 本件信託は、信託設定時において、法人税法第12条第1項に規定する「信託の受益者」及び同条第2項に規定する「受益者とみなされる者」（以下「みなし受益者」といい、この「信託の受益者」と「みなし受益者」を併せて、以下「受益者等」という。）のいずれも存在しない信託であり、法人税法第2条第29号の2ロに規定する法人課税信託（以下「受益者等が存しない信託」という。）に該当する。

ロ 本件新株予約権は、その取得に当たり金銭の払込を要するため、いわゆる税制適格ストックオプションには該当しない（措法29の2①、措令19の3①）。

ハ 本件新株予約権は、上記(3)のとおり募集の方法により発行されるもので、株主等に対して付与されるものではない。

ニ

ホ

ヘ

2 法令等の定め（別紙参照）

(1) 信託設定時における課税関係

信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用（以下「信託資産等」という。）については、受益者等に帰属するとみなして所得税又は法人税が課されるのが原則であるが（所法13①、法法12①）、法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税

信託の信託資産等については、当該法人課税信託の受託者を納税義務者として、当該法人課税信託の信託資産等を当該受託者の固有資産等とは別の者とみなして所得税法及び法人税法の規定が適用され（所法6の2、13①ただし書、法法4①、4の6）、信託設定時には信託財産の受贈益について当該受託者に法人税が課税される（法法22②）。

(2) 受益者等が存しない信託について受益者等が存在することとなった場合の課税関係

受益者等が存しない信託について、受益者等が存在することとなったことにより、当該信託が法人課税信託に該当しないこととなった場合には、その受益者等は当該法人課税信託の受託者から、その信託財産に属する資産及び負債をその該当しないこととなった時の直前の帳簿価額相当額で引き継ぎを受けたものとされ、また、その引継ぎを受けたことにより生じた収益の額は、当該引継ぎ日の属する年分の当該受益者等の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない（所法67の3①②、所令197の3①②）。

(3) 株式等を取得する権利に係る課税関係

発行法人から、会社法第238条<募集事項の決定>第2項の決議（同法第239条<募集事項の決定の委任>第1項の決議による委任に基づく同項に規定する募集事項の決定等を含む）に基づき発行された新株予約権で、当該新株予約権の譲渡についての制限その他特別の条件が付されているものを与えられた場合（株主等として与えられた場合を除く。）において、当該新株予約権が当該新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件若しくは金額であることとされるもの又は役務の提供その他の行為による対価の全部若しくは一部であることとされるものであるときにおける当該新株予約権に係る所得税法第36条<収入金額>第2項の価額は、当該新株予約権の行使により取得した株式の当該行使日における価額から所定の金額を控除した金額とされている（所令84②四）。

また、発行法人から所得税法施行令第84条<譲渡制限付株式の価額等>第2項第4号に掲げる権利を与えられた場合の当該権利行使益に係る所得区分は、発行法人と権利を与えられた者との間の雇用契約又はこれに類する関係に基因して当該権利が与えられたと認められるときは、原則として給与所得とされる（所基通23～35共-6(2)イ）。

(4) 株式等を取得する権利の行使により取得した株式の売却時の課税関係

上記(3)の株式等を取得する権利の行使により取得した株式を売却した場合は、その売却収入から当該株式の取得費及び譲渡費用を控除した金額を基礎とし、所得税が課税される（所法33③、36①）。

当該株式の取得費は、当該株式が所得税法施行令第84条<譲渡制限付株式の価額等>第2項各号に掲げる権利の行使により取得したものである場合は、当該権利行使日における当該株式の価額となる（所令109①三）。

3 検討

本照会における照会事項は、「本件新株予約権を信託の受益者が行使した際の所得税法上の課税関係について」であるが、下記(1)、(2)、(3)及び(5)において、照会事項前後の本件信託スキームに係る課税関係についても合わせて検討し、その内容を簡記することとする。

(1) 本件信託設定時における課税関係

本件信託は、上記1(1)口のとおり、信託設定時においては、「受益者としての権利を現に有する信託の受益者」は存在せず、また、

「みなし受益者」も存在しないため、照会者の説明（上記

1(4)イ) のとおり、本件信託は「受益者等が存しない信託」と認められ、法人課税信託に該当する。

そして、上記2(1)のとおり、法人課税信託の信託資産等については、当該法人課税信託の受託者を納税義務者として所得税法及び法人税法の規定が適用され、信託設定時に信託財産の受贈益について当該受託者に法人税が課税されるから、本件信託スキームにおいても、信託設定時に、委託者から引き受ける当初信託金に関し、受託者である照会者に対し法人税が課税される。

(2) 交付予定取締役が本件信託の受益権を取得する時における課税関係

上記2(2)のとおり、受益者等が存しない信託について、受益者等が存在することとなったことにより、当該信託が法人課税信託に該当しないこととなった場合には、その受益者等は当該法人課税信託の受託者から、その信託財産に属する資産及び負債をその該当しないこととなった時の直前の帳簿価額相当額で引き継ぎを受けたものとされ、また、その引継ぎを受けたことにより生じた収益の額は、当該引継ぎ日の属する年分の当該受益者等の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

本件信託スキームにおいては、[redacted] 交付予定取締役が本件信託の受益権を取得し本件信託の受益者となるため、本件信託は、受益権取得日に法人課税信託に該当しないこととなる。

したがって、受益者は、本件信託が法人課税信託に該当しないこととなる受益権取得日において、信託財産に属する本件新株予約権を、その該当しないこととなった時の直前の帳簿価額相当額で受託者から引継ぎを受けたものとされ、また、本件新株予約権の帳簿価額合計額が引継ぎにより生じた収益の額となるが、これは、当該引継ぎ日の属する受益者の各種所得の総収入金額に算入しないものとされることから、受益権取得日において、受益者に所得税の課税関係は生じない。

(3) 受益者への本件新株予約権の交付時における課税関係

本件信託契約書等においては、上記1(1)ニ(ハ)のとおり、[redacted]

[redacted] 本件新株予約権の交付が行われる。

そして、受益権取得日以後、税法上、本件新株予約権は受益者が有するものとみなされ、また、受益権取得日における課税関係は上記(2)のとおりであるから、受益者が本件新株予約権の交付日に本件新株予約権の交付を受けることについて、所得税の課税関係は生じない。

(4) 本件新株予約権の行使時の課税関係

所得税法施行令第84条「譲渡制限付株式の価額等」第2項は、上記2(3)のとおり、発行法人から一定の新株予約権を付与された場合において、当該新株予約権の行使に係る経済的利益の収入金額とすべき価額は、当該新株予約権の行使に基づいて取得する株式の価額から所定の金額を控除した金額である旨規定している。本件信託スキームにおいて受益者となる交付予定取締役は、本件新株予約権を、形式上は、発行法人からではなく、受託者から交付を受けるものであることから、同項の規定の適用の有無が問題となる。

具体的には、本件新株予約権は、上記1(2)ト、(3)柱書、同口並びに(4)ハ及び二のとおり、会社法第239条「募集事項の決定の委任」第1項の委任決議による同項に規定する募集事項の決定に基づき発行されたもので、当該権利の譲渡についての制限が付されており、また、本件新株予約権は株主等として与えられるものではなく、当該新株予約権を引き受ける者に特

に有利な条件若しくは金額であるものでもないから、所得税法施行令第 84 条「譲渡制限付株式の価額等」第 2 項第 4 号に掲げるものに当たるかどうかについては、「本件新株予約権が発行人から与えられた権利か」及び「本件新株予約権が役務提供等の対価であるか」（上記 2 (3)下線部）が問題となるので、以下これらの点について検討を行う。

イ 本件新株予約権が発行人から与えられた権利か

本件新株予約権は、上記 1 (1)イ、ロ及び(3)柱書のとおり、委託者である内国法人から受託者に対して発行されるものであり、受益者となる交付予定取締役は、直接的には、本件新株予約権を受託者から交付を受けるのであるから、法形式上は、受益者が付与される本件新株予約権は、発行人から付与されたものに当たらないと解する余地も存する。

しかしながら、本件信託スキームについては、

[REDACTED]

④同 1 (2)イ及びハのとおり、本件信託スキームは、委託者の取締役へのインセンティブ報酬として本件新株予約権を交付することを目的とし、委託者は、本件信託を用いて本件新株予約権を保管・管理するものであること、

[REDACTED]

これらの事実からすると、本件新株予約権は、委託者である内国法人が自らの取締役にインセンティブ報酬として取得させることを目的として発行されるものであり、法形式上は、本件新株予約権の発行人と本件新株予約権の交付を受ける取締役との間に受託者を介在させるものの、

[REDACTED]

本件信託は、[REDACTED]信託の法形式を用いて、受託者に本件新株予約権の保管・管理をさせるものにすぎず、その実質は、本件新株予約権を交付される取締役が本件新株予約権を発行人から付与されたものにほかならない。

したがって、交付予定取締役が交付を受けた本件新株予約権は、発行人である当該内国法人から付与された権利に該当する。

ロ 本件新株予約権が役務提供等の対価であるか

[REDACTED]

本件新株予約

権は、委託者における一定期間の勤務を前提に、当該勤務の対価として、権利行使により取得した株式の株価上昇を通じて、委託者の取締役が利益を得ることができる仕組みのものである。

したがって、本件新株予約権は、当該取締役による役務提供の対価の性質を有するものと認められる。

ハ 小括

上記イ及びロのとおり、本件新株予約権は、その発行法人から当該発行法人の取締役に對し、当該取締役の役務の提供その他の行為による対価として与えられた権利に該当するから、当該権利の行使日における、当該権利行使により取得した株式の価額に基づき、所得税が課される（所令 84②）。

具体的には、本件新株予約権は、発行法人から与えられた株式等を取得する権利のうち所得税法施行令第 84 条<譲渡制限付株式の価額等>第 2 項第 4 号に該当するため、その権利行使益に係る収入金額は、本件新株予約権の行使日における当該内国法人の株式の価額から、本件新株予約権の取得価額にその行使に際し払い込むべき額を加算した金額を控除した金額となる。

本件新株予約権は、上記(2)のとおり、本件信託が受益者等が存しない信託に該当しないこととなった時の直前の帳簿価額相当額により、受益者たる委託者の取締役が、受託者たる照会者から引継ぎを受けたものとして取り扱われるため、当該帳簿価額が取得価額となる。

また、この場合、権利行使益の所得区分については、本件新株予約権の交付対象者が発行法人たる内国法人の取締役に限られることから（上記 1(1)ロ）、上記 2(3)記載の、発行法人と権利を与えられた者との間の雇用契約又はこれに類する関係に基因して当該権利が与えられた場合と認められるため、当該取締役の給与所得（所法 28①）に該当する。

(注) なお、照会者は、本件信託において受益者が取得する本件新株予約権は、法人課税信託の受託者から交付を受けるものであるから、所得税法第 67 条の 3 第 1 項の規定により、受益者は帳簿価額により引継ぎを受けたものとされ、同条第 2 項の規定により、その引継ぎにより生じた収益の額は総収入金額に算入されないこと、また、これを前提として、本件新株予約権の交付を受けた受益者が権利行使により取得する新株の取得価額は、所得税法施行令第 109 条<有価証券の取得価額>第 1 項第 1 号の規定により、受託者の本件新株予約権の帳簿価額と同額となることから、受益者において、本件新株予約権の取得時及び権利行使時のいずれにあっても、所得税の課税関係は生じない旨の見解を示している。

しかしながら、所得税法第 67 条の 3 の規定は、受益者等が存しない信託として法人課税信託とされた信託について、その後、受益者等が存することとなったことにより当該信託が法人課税信託に該当しないこととなった場合において、その受託者から受益者等へのその信託財産に属する資産及び負債の引継ぎに係る課税関係について規定したものとどまり、それ以上に、本件のように、法人課税信託の受託者から受益者が、その交付を受けた新株予約権の権利行使時における所得税法施行令第 84 条の適用関係にまで影響を及ぼすものではない。

したがって、照会者の見解は、上記の検討結果を何ら左右するものではない。

(5) 本件新株予約権の行使により取得した株式の売却時の課税関係

上記 2(4)のとおり、本件新株予約権の行使により取得した株式を売却した場合には、その売却収入から当該株式の取得費及び譲渡費用を控除した金額を基礎とし、所得税が課税される。

当該株式の取得費は、当該株式が所得税法施行令第 84 条<譲渡制限付株式の価額等>第 2

項第4号に掲げる権利の行使により取得した有価証券であるから、上記2(4)のとおり、当該権利行使日における当該株式の価額となる。

(6) 本件照会に関する結論

本件新株予約権は、発行法人から、当該発行法人の取締役に対し、その役務の提供その他の行為による対価として与えられた権利に該当することから、当該取締役がその権利行使をした日における当該発行法人の株式の価額から、本件新株予約権の取得価額にその行使に際し払い込むべき額を加算した金額を控除した金額が、当該取締役の給与所得の収入金額となる（所法36②、所令84②四、所基通23～35共-6(2)イ）。

したがって、本件信託の受益者である当該取締役が本件新株予約権を行使する際に、所得税法上の課税関係が生じる。

4 文書回答の要否

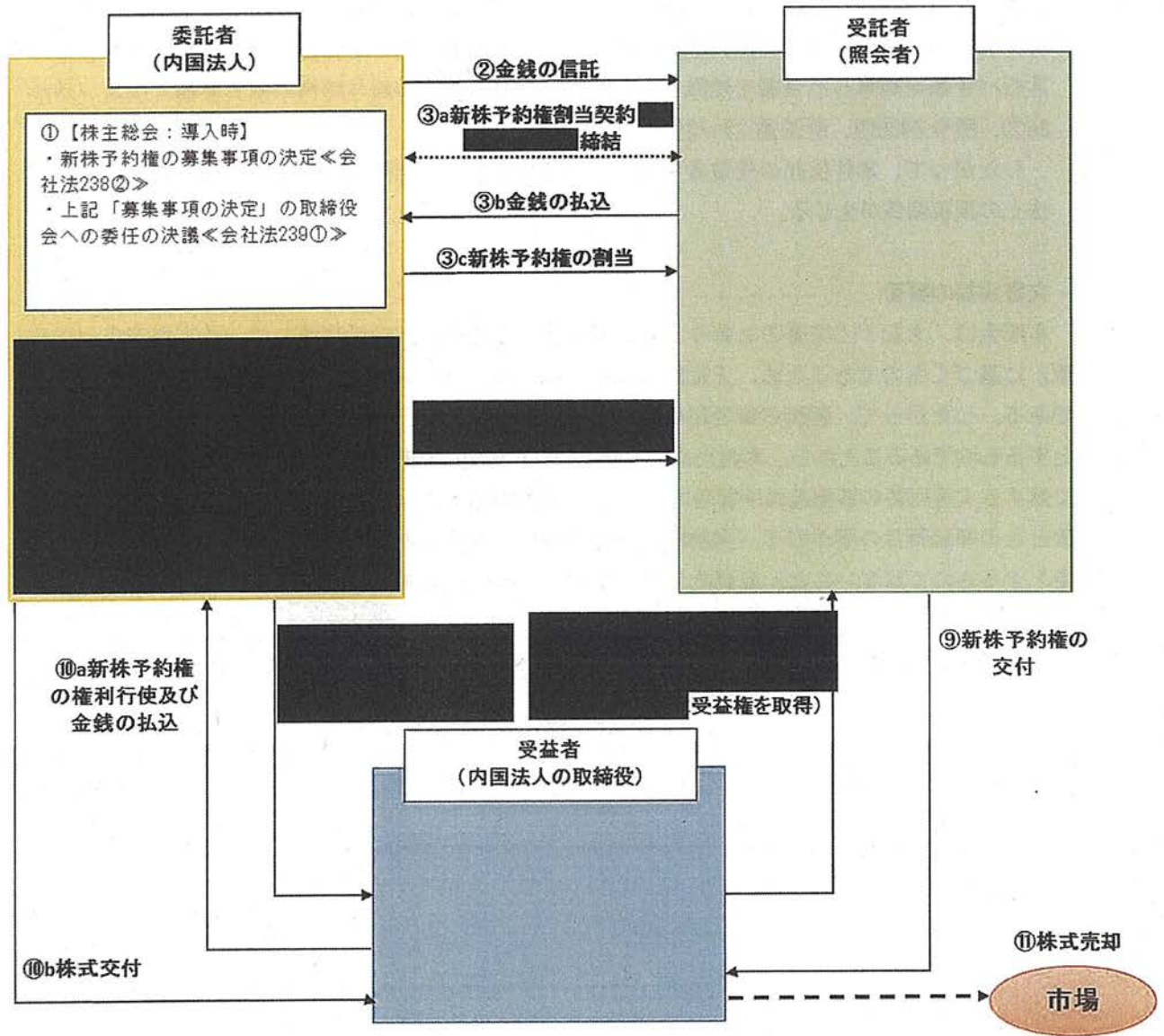
本照会は、上記1(1)注書のとおり、照会者が照会日現在において作成しているドラフト（ひな型）に基づくものであるため、上記回答3(6)の結論は、これを前提とした一般論にとどまるものである。したがって、個別の課税関係に対する回答に当たっては、更なる事実関係の認定を必要とするものであることから、本照会は、平成14年6月28日付課審1-14ほか8課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について（事務運営指針）」の1に定める文書回答を行う対象となる事前照会の要件(9)イ（実地確認や取引等関係者等への照会等による事実関係の認定を必要とするものではないこと）を満たしていないことから、文書回答の対象となる事前照会には該当しない。

したがって、照会者に対して「文書回答の対象となる事前照会に当たらない旨のお知らせ」を通知する。

(以 上)

別添

《概要図》



別紙

○所得税法（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～八の二 省略

八の三 法人課税信託 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十九号の二（定義）に規定する法人課税信託をいう。

八の四～四十八 省略

2 省略

（法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用）

第六条の二 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この章において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。次項において同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この法律（前章（納税義務）及び第五章（納税地）並びに第六編（罰則）を除く。次条において同じ。）の規定を適用する。

2 前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。

（受託法人等に関するこの法律の適用）

第六条の三 受託法人（法人課税信託の受託者である法人（その受託者が個人である場合にあつては、当該受託者である個人）について、前条の規定により、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者としてこの法律の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この条において同じ。）又は法人課税信託の委託者若しくは受益者についてこの法律の規定を適用する場合には、次に定めるところによる。

一～四 省略

五 法人課税信託について信託の終了があつた場合又は法人課税信託（法人税法第二条第二十九号の二ロ（定義）に掲げる信託に限る。）に第十三条第一項（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する受益者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含む。次号及び第七号において「受益者等」という。）が存することとなつた場合（同法第二条第二十九号の二イ又はハに掲げる信託に該当する場合を除く。）には、これらの法人課税信託に係る受託法人の解散があつたものとする。

六～九 省略

（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）

第十三条 信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）は当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、集団投資信託、退職年金等信託又は法人課税信託の信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用については、この限りでない。

2 信託の変更をする権限（軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く。）を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者（受益者を除く。）は、前項に規定する受益者とみなして、同項の規定を適用する。

3・4 省略

(給与所得)

第二十八条 給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この条において「給与等」という。）に係る所得をいう。

2～4 省略

(譲渡所得)

第三十三条 譲渡所得とは、資産の譲渡（建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。）による所得をいう。

2 省略

3 譲渡所得の金額は、次の各号に掲げる所得につき、それぞれその年中の当該所得に係る総収入金額から当該所得の基因となつた資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額を控除し、その残額の合計額（当該各号のうちいずれかの号に掲げる所得に係る総収入金額が当該所得の基因となつた資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額に満たない場合には、その不足額に相当する金額を他の号に掲げる所得に係る残額から控除した金額。以下この条において「譲渡益」という。）から譲渡所得の特別控除額を控除した金額とする。

- 一 資産の譲渡（前項の規定に該当するものを除く。次号において同じ。）でその資産の取得の日以後五年以内にされたものによる所得（政令で定めるものを除く。）
- 二 資産の譲渡による所得で前号に掲げる所得以外のもの

4・5 省略

(収入金額)

第三十六条 その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもつて収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする。

2 前項の金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額は、当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額とする。

3 省略

第六十七条の三 居住者が法人課税信託（法人税法第二条第二十九号の二（定義）に掲げる信託に限る。）の第十三条第一項（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する受益者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含むものとし、清算中における受益者を除く。）となつたことにより当該法人課税信託が同号ロに掲げる信託に該当しないこととなつた場合（同号イ又はハに掲げる信託に該当する場合を除く。）には、その受託法人（第六条の三（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人をいう。）からその信託財産に属する資産及び負債をその該当しないこととなつた時の直前の帳簿価額を基礎として政令で定める金額により引継ぎを受けたものとして、当該居住者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする。

2 前項の居住者が同項の規定により資産及び負債の引継ぎを受けたものとされた場合におけるその引継ぎにより生じた収益の額は、当該居住者のその引継ぎを受けた日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

3～8 省略

○所得税法施行令（抄）

（譲渡制限付株式の価額等）

第八十四条

1 省略

2 発行法人から次の各号に掲げる権利で当該権利の譲渡についての制限その他特別の条件が付されているものを与えられた場合（株主等として与えられた場合（当該発行法人の他の株主等に損害を及ぼすおそれがないと認められる場合に限る。）を除く。）における当該権利に係る法第三十六条第二項の価額は、当該権利の行使により取得した株式のその行使の日（第五号に掲げる権利にあつては、当該権利に基づく払込み又は給付の期日（払込み又は給付の期間の定めがある場合には、当該払込み又は給付をした日））における価額から次の各号に掲げる権利の区分に応じ当該各号に定める金額を控除した金額による。

一～三 省略

四 会社法第二百三十八条第二項（募集事項の決定）の決議（同法第二百三十九条第一項（募集事項の決定の委任）の決議による委任に基づく同項に規定する募集事項の決定及び同法第二百四十条第一項（公開会社における募集事項の決定の特則）の規定による取締役会の決議を含む。）に基づき発行された新株予約権（当該新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件若しくは金額であることとされるもの又は役務の提供その他の行為による対価の全部若しくは一部であることとされるものに限る。） 当該新株予約権の行使に係る当該新株予約権の取得価額にその行使に際し払い込むべき額を加算した金額

五 省略

（有価証券の取得価額）

第九十九条 第一百五条第一項（有価証券の評価の方法）の規定による有価証券の評価額の計算の基礎となる有価証券の取得価額は、別段の定めがあるものを除き、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 金銭の払込みにより取得した有価証券（第三号に該当するものを除く。） その払込みをした金銭の額（新株予約権（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項（定義）に規定する新投資口予約権を含む。以下この号及び第四号において同じ。）の行使により取得した有価証券にあつては当該新株予約権の取得価額を含むものとし、その金銭の払込みによる取得のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）

二 省略

三 発行法人から与えられた第八十四条第二項の規定に該当する場合における同項各号に掲げる権利の行使により取得した有価証券 その有価証券のその権利の行使の日（同項第五号に掲げる権利の行使により取得した有価証券にあつては、当該権利に基づく払込み又は給付の期日（払込み又は給付の期間の定めがある場合には、当該払込み又は給付をした日））における価額

四～六 省略

2 省略

第九十七条の三 法第六十七条の三第一項（信託に係る所得の金額の計算）に規定する政令で定める金額は、同項の法人課税信託が法人税法第二条第二十九号の二ロ（定義）に掲げる信託に該当しないこととなつた時の直前における同項に規定する受託法人の同項の信託財産に属する資産及び負債の帳簿価額に相当する金額とする。

2 法第六十七条の三第一項の居住者が同項の規定により資産及び負債の引継ぎを受けたものとされた場合における同項の信託財産に属する資産については、前項に規定する該当しないこととなつた時の直前における同項に規定する帳簿価額に相当する金額により取得したものとみなして、当該居住者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする。この場合において、同条第一項の法人課税信託の同項に規定する受託法人が当該資産を取得した日を当該居住者の当該資産の取得の日とする。

3～5 省略

○所得税基本通達（抄）

（株式等を取得する権利を与えられた場合の所得区分）

23～35共-6 発行法人から令第84条第2項各号に掲げる権利を与えられた場合（同項の規定の適用を受ける場合に限る。以下23～35共-6の2において同じ。）の当該権利の行使による株式（これに準ずるものを含む。以下23～35共-9までにおいて同じ。）の取得に係る所得区分は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次による。

（1） 令第84条第2項第1号又は第2号に掲げる権利を与えられた取締役又は使用人がこれを行
使した場合 給与所得とする。ただし、退職後に当該権利の行使が行われた場合において、例
えば、権利付与後短期間のうちに退職を予定している者に付与され、かつ、退職後長期間にわ
たって生じた株式の値上り益に相当するものが主として供与されているなど、主として職務の遂
行に関連を有しない利益が供与されていると認められるときは、雑所得とする。

（2） 令第84条第2項第3号又は第4号に掲げる権利を与えられた者がこれを行使した場合 発
行法人と当該権利を与えられた者との関係等に応じ、それぞれ次による。

イ 発行法人と権利を与えられた者との間の雇用契約又はこれに類する関係に基因して当該権利
が与えられたと認められるとき (1)の取扱いに準ずる。

（注） 例えば、措置法第29条の2第1項（特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等）に規定する「取締役等」の関係については、雇用契約又はこれに類する関係に該当することに留意する。

ロ 権利を与えられた者の営む業務に関連して当該権利が与えられたと認められるとき 事業
所得又は雑所得とする。

ハ イ及びロ以外のとき 原則として雑所得とする。

（3） 省略

○法人税法（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～二十九 省略

二十九の二 法人課税信託 次に掲げる信託（集団投資信託並びに第十二条第四項第一号（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する退職年金等信託及び同項第二号に規定する特定公益信託等を除く。）をいう。

イ 受益権を表示する証券を発行する旨の定めのある信託

ロ 第十二条第一項に規定する受益者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含む。）が存しない信託

ハ 法人（公共法人及び公益法人等を除く。）が委託者となる信託（信託財産に属する資産のみ

を信託するものを除く。)で、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

(1) 当該法人の事業の全部又は重要な一部(その譲渡につき当該法人の会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百六十七条第一項(第一号又は第二号に係る部分に限る。)(事業譲渡等の承認等)の株主総会の決議(これに準ずるものを含む。))を要するものに限る。)を信託し、かつ、その信託の効力が生じた時において、当該法人の株主等が取得する受益権のその信託に係る全ての受益権に対する割合が百分の五十を超えるものとして政令で定めるものに該当することが見込まれていたこと(その信託財産に属する金銭以外の資産の種類がおおむね同一である場合として政令で定める場合を除く。)

(2) その信託の効力が生じた時又はその存続期間(その信託行為において定められた存続期間をいう。(2)において同じ。)の定めの変更の効力が生じた時((2)において「効力発生時等」という。)において当該法人又は当該法人との間に政令で定める特殊の関係のある者((2)及び(3)において「特殊関係者」という。)が受託者であり、かつ、当該効力発生時等において当該効力発生時等以後のその存続期間が二十年を超えるものとされていたこと(当該法人又は当該法人の特殊関係者のいずれもがその受託者でなかつた場合において当該法人又は当該法人の特殊関係者がその受託者に就任することとなり、かつ、その就任の時においてその時以後のその存続期間が二十年を超えるものとされていたときを含むものとし、その信託財産の性質上その信託財産の管理又は処分に長期間を要する場合として政令で定める場合を除く。)

(3) その信託の効力が生じた時において当該法人又は当該法人の特殊関係者をその受託者と、当該法人の特殊関係者をその受益者とし、かつ、その時において当該特殊関係者に対する収益の分配の割合の変更が可能である場合として政令で定める場合に該当したこと。

ニ 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託

ホ 資産の流動化に関する法律第二条第十三項に規定する特定目的信託

三十～四十四 省略

第四条 内国法人は、この法律により、法人税を納める義務がある。ただし、公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を行う場合、法人課税信託の引受けを行う場合又は第八十四条第一項(退職年金等積立金の額の計算)に規定する退職年金業務等を行う場合に限る。

2～4 省略

(法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用)

第四条の六 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等(信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この章において同じ。)及び固有資産等(法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。次項において同じ。)ごとに、それぞれ別の者とみなして、この法律(第二条第二十九号の二(定義)、第四条(納税義務者)及び第十二条(信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属)並びに第六章(納税地)並びに第五編(罰則)を除く。以下この章において同じ。)の規定を適用する。

2 前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。

(信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属)

第十二条 信託の受益者(受益者としての権利を現に有するものに限る。)は当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該

受益者の収益及び費用とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、集団投資信託、退職年金等信託、特定公益信託等又は法人課税信託の信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用については、この限りでない。

2 信託の変更をする権限（軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く。）を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者（受益者を除く。）は、前項に規定する受益者とみなして、同項の規定を適用する。

3～5 省略

（各事業年度の所得の金額の計算）

第二十二條 内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする。

2 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。

3 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。

- 一 当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額
- 二 前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額
- 三 当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの

4 第二項に規定する当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて計算されるものとする。

5 第二項又は第三項に規定する資本等取引とは、法人の資本金等の額の増加又は減少を生ずる取引並びに法人が行う利益又は剰余金の分配（資産の流動化に関する法律第一百五條第一項（中間配当）に規定する金銭の分配を含む。）及び残余財産の分配又は引渡しをいう。

○租税特別措置法（抄）

（特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等）

第二十九條の二 会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百三十八條第二項若しくは会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第六十四條の規定による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八号。以下この項において「平成十七年旧商法」という。）第二百八十条ノ二十一第一項若しくは商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第二百二十八号）第一条の規定による改正前の商法（以下この項において「旧商法」という。）第二百八十条ノ十九第二項若しくは商法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第七十九号）第一条の規定による改正前の商法（以下この項において「平成十三年旧商法」という。）第二百十條ノ二第二項の決議（会社法第二百三十九條第一項の決議による委任に基づく同項に規定する募集事項の決定及び同法第二百四十條第一項の規定による取締役会の決議を含む。）により新株予約権（政令で定めるものに限る。以下この項において「新株予約権」という。）若しくは旧商法第二百八十条ノ十九第二項に規定する新株の引受権（以下この項において「新株引受権」という。）若しくは平成十三年旧商法第二百十條ノ二第二項第三号に規定する権利（以下この項において「株式譲渡請求権」という。）を与えられる者とされた当該決議（以下この条において「付与決議」という。）のあつた株式会社若しくは当該株式会社がその発行済株式（議決権のあるものに限る。）若しくは出資の総数

若しくは総額の百分の五十を超える数若しくは金額の株式（議決権のあるものに限る。）若しくは出資を直接若しくは間接に保有する関係その他の政令で定める関係にある法人の取締役、執行役若しくは使用人である個人（当該付与決議のあつた日において当該株式会社の政令で定める数の株式を有していた個人（以下この項及び次項において「大口株主」という。）及び同日において当該株式会社の大口株主に該当する者の配偶者その他の当該大口株主に該当する者と政令で定める特別の関係があつた個人（次項において「大口株主の特別関係者」という。）を除く。以下この項、次項及び第五項において「取締役等」という。）又は当該取締役等の相続人（政令で定めるものに限る。以下この項、次項及び第五項において「権利承継相続人」という。）が、当該付与決議に基づき当該株式会社と当該取締役等との間に締結された契約により与えられた当該新株予約権若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権（当該新株予約権若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権に係る契約において、次に掲げる要件が定められているものに限る。以下この条において「特定新株予約権等」という。）を当該契約に従つて行使することにより当該特定新株予約権等に係る株式の取得をした場合には、当該株式の取得に係る経済的利益については、所得税を課さない。ただし、当該取締役等又は権利承継相続人（以下この項及び次項において「権利者」という。）が、当該特定新株予約権等の行使をすることにより、その年における当該行使に係る株式の払込金額（当該行使に際し払い込むべき額をいい、新株の発行価額又は株式の譲渡価額を含む。以下この項及び次項において「権利行使価額」という。）と当該権利者がその年において既にした当該特定新株予約権等及び他の特定新株予約権等の行使に係る権利行使価額との合計額が、千二百万円を超えることとなる場合には、当該千二百万円を超えることとなる特定新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益については、この限りでない。

一～六 省略

2～12 省略

○租税特別措置法施行令（抄）

（特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等）

第十九条の三 法第二十九条の二第一項に規定する政令で定める新株予約権は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百三十八条第二項の決議（同法第二百三十九条第一項の決議による委任に基づく同項に規定する募集事項の決定及び同法第二百四十条第一項の規定による取締役会の決議を含む。）に基づき金銭の払込み（金銭以外の資産の給付を含む。）をさせないで発行された新株予約権又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第六十四条の規定による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ二十一第一項の決議に基づき無償で発行された同項に規定する新株予約権とする。

2～26 省略

○会社法（抄）

（新株予約権の内容）

第二百三十六条 株式会社が新株予約権を発行するときは、次に掲げる事項を当該新株予約権の内容としなければならない。

- 一 当該新株予約権の目的である株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法
- 二 当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- 三 金銭以外の財産を当該新株予約権の行使に際してする出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額
- 四 当該新株予約権を行使することができる期間
- 五 当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 六 譲渡による当該新株予約権の取得について当該株式会社の承認を要することとするときは、その旨
- 七 当該新株予約権について、当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができることとするときは、次に掲げる事項
 - イ 一定の事由が生じた日に当該株式会社がその新株予約権を取得する旨及びその事由
 - ロ 当該株式会社が別に定める日が到来することをもってイの事由とするときは、その旨
 - ハ イの事由が生じた日にイの新株予約権の一部を取得することとするときは、その旨及び取得する新株予約権の一部の決定の方法
 - ニ イの新株予約権を取得するのと引換えに当該新株予約権の新株予約権者に対して当該株式会社の株式を交付するときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその算定方法
 - ホ イの新株予約権を取得するのと引換えに当該新株予約権の新株予約権者に対して当該株式会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）を交付するときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
 - ヘ イの新株予約権を取得するのと引換えに当該新株予約権の新株予約権者に対して当該株式会社の他の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）を交付するときは、当該他の新株予約権の内容及び数又はその算定方法
 - ト イの新株予約権を取得するのと引換えに当該新株予約権の新株予約権者に対して当該株式会社の新株予約権付社債を交付するときは、当該新株予約権付社債についてのホに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのヘに規定する事項
 - チ イの新株予約権を取得するのと引換えに当該新株予約権の新株予約権者に対して当該株式会社の株式等以外の財産を交付するときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法
- 八 当該株式会社が次のイからホまでに掲げる行為をする場合において、当該新株予約権の新株予約権者に当該イからホまでに定める株式会社の新株予約権を交付することとするときは、その旨及びその条件
 - イ 合併（合併により当該株式会社が消滅する場合に限る。） 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - ロ 吸収分割 吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
 - ハ 新設分割 新設分割により設立する株式会社
 - ニ 株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - ホ 株式移転 株式移転により設立する株式会社
- 九 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に一株に満たない端数がある場合において、これを切り捨てるものとするときは、その旨
- 十 当該新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）に係る新株予約権証券を発行す

ることとするときは、その旨

十一 前号に規定する場合において、新株予約権者が第二百九十条の規定による請求の全部又は一部をすることができないこととするときは、その旨

2 省略

(募集事項の決定)

第二百三十八条 株式会社は、その発行する新株予約権を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集新株予約権（当該募集に応じて当該新株予約権の引受けの申込みをした者に対して割り当てる新株予約権をいう。以下この章において同じ。）について次に掲げる事項（以下この節において「募集事項」という。）を定めなければならない。

一 募集新株予約権の内容及び数

二 募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする場合には、その旨

三 前号に規定する場合以外の場合には、募集新株予約権の払込金額（募集新株予約権一個と引換えに払い込む金銭の額をいう。以下この章において同じ。）又はその算定方法

四 募集新株予約権を割り当てる日（以下この節において「割当日」という。）

五 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日を定めるときは、その期日

六 募集新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、第六百七十六条各号に掲げる事項

七 前号に規定する場合において、同号の新株予約権付社債に付された募集新株予約権についての第一百八条第一項、第七十九条第二項、第七百七十七条第一項、第七百八十七条第一項又は第八百八条第一項の規定による請求の方法につき別段の定めをするときは、その定め

2 募集事項の決定は、株主総会の決議によらなければならない。

3 省略

4 種類株式発行会社において、募集新株予約権の目的である株式の種類の一部が譲渡制限株式であるときは、当該募集新株予約権に関する募集事項の決定は、当該種類の株式を目的とする募集新株予約権を引き受ける者の募集について当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めがある場合を除き、当該種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合は、この限りでない。

5 省略

(募集事項の決定の委任)

第二百三十九条 前条第二項及び第四項の規定にかかわらず、株主総会においては、その決議によって、募集事項の決定を取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）に委任することができる。 この場合においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる募集新株予約権の内容及び数の上限

二 前号の募集新株予約権につき金銭の払込みを要しないこととする場合には、その旨

三 前号に規定する場合以外の場合には、募集新株予約権の払込金額の下限

2～4 省略

(募集新株予約権の割当て)

第二百四十三条 株式会社は、申込者の中から募集新株予約権の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる募集新株予約権の数を定めなければならない。この場合において、株式会社は、当該申込者に割り当てる募集新株予約権の数を、前条第二項第二号の数よりも減少することができる

る。

2 次に掲げる場合には、前項の規定による決定は、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

一 募集新株予約権の目的である株式の全部又は一部が譲渡制限株式である場合

二 募集新株予約権が譲渡制限新株予約権（新株予約権であつて、譲渡による当該新株予約権の取得について株式会社の承認を要する旨の定めがあるものをいう。以下この章において同じ。）である場合

3・4 省略

（取締役の報酬等）

第三百六十一条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（以下この章において「報酬等」という。）についての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定める。

一 報酬等のうち額が確定しているものについては、その額

二 報酬等のうち額が確定していないものについては、その具体的な算定方法

三 報酬等のうち金銭でないものについては、その具体的な内容

2～6 省略

○信託法（抄）

（信託の終了事由）

第六十三条 信託は、次条の規定によるほか、次に掲げる場合に終了する。

一 信託の目的を達成したとき、又は信託の目的を達成することができなくなったとき。

二 受託者が受益権の全部を固有財産で有する状態が一年間継続したとき。

三 受託者が欠けた場合であつて、新受託者が就任しない状態が一年間継続したとき。

四 受託者が第五十二条（第五十三条第二項及び第五十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定により信託を終了させたとき。

五 信託の併合がされたとき。

六 第六十五条又は第六十六条の規定により信託の終了を命ずる裁判があつたとき。

七 信託財産についての破産手続開始の決定があつたとき。

八 委託者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた場合において、破産法第五十三条第一項、民事再生法第四十九条第一項又は会社更生法第六十一条第一項（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四十一条第一項及び第二百六条第一項において準用する場合を含む。）の規定による信託契約の解除がされたとき。

九 信託行為において定めた事由が生じたとき。